

## 株式会社伊藤園 コーポレートガバナンス・ガイドライン

本ガイドラインは、伊藤園グループ（以下「当社グループ」といいます）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものであります。

### 第1章 総則

（経営理念とコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

第1条 当社グループの経営理念は、お客様第一主義であります。当社グループは企業の持続的な成長・発展と企業価値を高めるため、国・地域社会・消費者・株主・販売先・仕入れ先・金融機関等の利害関係者と協調し、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としております。この経営理念が、当社グループの企業倫理の基本的な考え方であり、コーポレートガバナンスを支える不変の真理であります。当社はこの理念に基づき、全ての利害関係者の利益に沿い信頼に応え、持続可能な社会の実現に向けた経営を役員及び全従業員一丸となって積極的に推し進めます。

（基本原則）

第2条 当社は、前条の経営理念と基本的な考え方の下、次の基本原則に従って、コーポレートガバナンスの充実に努めます。

#### ①（株主の権利・平等性の確保）

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行います。

#### ②（利害関係者との適切な協働）

当社は、利害関係者との適切な協働に努め、その権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土を醸成します。

③ (適切な情報開示と透明性の確保)

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組めます。また、そのような情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、有用性の高いものとなるように努力します。

④ (取締役会の監督の実効性)

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めます。

⑤ (株主との建設的な対話)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との間で建設的な対話を行います。

## 第2章 当社のコーポレートガバナンス体制

(当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方)

- 第3条 適切なコーポレートガバナンスを実現するために、監査役会設置会社である当社は、監査役が当グループ会社の代表取締役あるいは担当取締役または従業員に対し、営業の状況、意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施します。
2. また、外部有識者である社外監査役及び社外取締役の意見を経営に真摯に反映させることで透明性を高めます。
  3. 監査役は、取締役会に出席し、監査の状況につき会社全般または、個別案件ごとに客観的かつ公平に意見を述べるとともに監査役会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査します。

(取締役会の役割)

- 第4条 取締役会は、経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本

効率等の改善を図るべく、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、迅速・果断な意思決定を行います。

2. 前項の重要な業務執行の決定等以外の業務の執行及びその決定については、執行役員会等の下位の会議体及び当該業務の担当役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。

#### (取締役会の構成)

第5条 当社の取締役会の人数は、定款で定める員数以内とし、その構成については、取締役会における実効性ある意思決定及び実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

#### (取締役の指名方針及び指名手続き)

第6条 当社の取締役候補者は、次の指名方針に基づき、取締役会にて決定するものとします。

##### (1) 取締役（社外取締役を除く）

当社の事業運営に精通し、豊富な知識、経験を有し、人格的にも当社の経営に関与するのに相応しい者

##### (2) 社外取締役

- ① 当社の経営理念、当社グループの社会的責務や役割を深く理解する者
- ② 経営に対する豊富な経験と幅広い知見、法務、財務会計、税務、金融等に関する専門的知見を有し、客観的かつ専門的な見地から当社経営に対する全般的な助言、監督が期待される者
- ③ 当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者

(監査役の指名方針及び指名手続き)

第7条 当社の監査役候補者は、次の指名方針に基づいて、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。

(1) 監査役（社外監査役を除く）

- ① 当社の事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
- ② 公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者

(2) 社外監査役

- ① 当社の経営理念、当社グループの社会的責務や役割を深く理解する者
- ② 社外監査役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者
- ③ 当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者

(取締役の報酬決定方針及び決定手続き)

第8条 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定月額報酬と業績連動報酬で構成するものとします。社外取締役の報酬は、固定月額報酬のみとします。固定月額報酬は、株主総会にて決議された報酬枠の範囲内において、その職位毎に応じて前年度の業績等も勘案の上決定します。業績連動報酬は、業績連動報酬型新株予約権制度を採用し、各担当役員に付与される新株予約権は業績を厳密に評価して決定します。

2. 取締役の個別報酬等は、取締役会にて決定するものとします。

(監査役の報酬決定方針及び決定手続き)

第9条 監査役の報酬は、株主総会にて決議された報酬枠の範囲内とし、固定月額報酬

のみとします。

2. 監査役の報酬は、監査役会において各監査役の協議の上、決定するものとします。

(取締役及び監査役の研修等の方針)

第10条 当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援するほか、必要な研修等を実施いたします。

2. 当社の社外取締役及び社外監査役については、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営課題等につき、その就任時および就任後適時に、各主管部署からの説明などにより、十分な理解を図ります。

(取締役会実効性評価)

第11条 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等に基づいて、取締役会全体の実効性について評価・分析し、その更なる向上に活用します。

### 第3章 利害関係者の利益保護に関する対応

(関連当事者間取引の管理体制)

第12条 当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

(株式等の政策保有に関する方針)

第13条 当社は、取引先との関係強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを目的として、取引先の株式等を取得し保有することができるものとし、保有意義や合理性の認められないものは原則として保有しない

こととします。

2. 当社は、前項に基づき保有する上場株式等（以下「政策保有株式」といいます）のうち、主要なものについて、保有する上での中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。
3. 当社は、政策保有株式にかかる議決権の行使については、各議案の内容を精査し、当社及び保有先の企業価値の向上に資するものか否かを総合的に判断した上で適切に行うものとします。

（企業倫理ホットライン制度）

第14条 当社は、グループ各社または、当社の法令違反行為等の行為について、直接従業員等が、当社に情報提供する手段として、社内の通報窓口および社外の弁護士による通報窓口を整備します。

（株主との建設的な対話に関する方針）

第15条 当社は、経営陣幹部等による株主との建設的な対話を通じて、株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行います。

平成 27 年 12 月 1 日 制定

別紙

＜当社の独立社外役員にかかる独立性判断基準＞

東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を踏まえて、以下を当社の独立社外役員の独立性判断基準とします。

- (1) 次のAからEまでのいずれについても該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと認められる者
- A. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - B. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
  - C. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
  - D. 最近において、次に該当していた者
    - (a) A、B又はCに掲げる者
  - E. 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
    - (a) AからDまでに掲げる者
    - (b) 当社の子会社の業務執行者
    - (c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
    - (d) 最近において(b)、(c)又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- (2) 上記AからEのいずれかに該当する場合であっても、その状況を総合的に判断の上、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、その理由について対外的に適切に説明できると認められる者